

広島空港整備事業費市町負担金助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県内の市町（広島市を除く。以下「市町」という。）が負担する広島空港整備事業に係る負担金に対して、公益財団法人広島県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が交付する助成金について、公益財団法人広島県市町村振興協会助成金交付規程（平成25年5月28日規程第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、広島空港整備事業費負担金（空港整備法（昭和31年法律第80号）第6条第1項の規定に基づき広島県が負担する負担金をいう。）の一部を同法第7条第2項の規定に基づく広島県議会の議決により各市町が負担する負担金（以下「各市町負担金」という。）とする。

(助成金の額)

第3条 各市町への助成金の額は、毎事業年度の予算で定める額の範囲で、各市町負担金の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

2 前項の規定により算出した各市町への助成金の合計額が予算額を超える場合にあっては、予算額を当該助成金の合計額で除して得た数値を各市町への助成金に乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

3 各市町負担金の額の確定の遅延等により、助成金を当該年度内に交付することが困難であると理事長が認めたときは、確定前の額を各市町負担金の額とみなして前2項の規定により各市町への助成金の額を算出することができる。

4 この法人は、前項の規定により交付した額が、確定した各市町負担金の額に基づく助成金の額に過不足を生じる場合には、翌年度において精算することができるものとする。

(交付の申請手続等)

第4条 この法人は、各市町への助成金の額を内定した場合には、広島空港整備事業費市町負担金助成金内定通知書（別記様式第1号）により各市町に対し通知するものとする。

- 2 市町は、前項の通知を受けたときは、広島空港整備事業費市町負担金助成金交付申請書（別記様式第2号、以下「申請書」という。）をこの法人に提出するものとする。
- 3 この法人は、申請書の内容を審査した上で助成金の額を決定し、広島空港整備事業費市町負担金助成金交付決定通知書（別記様式第3号）により各市町に対し通知するものとする。
- 4 市町は、助成の対象となる事業費が確定したときは、速やかに広島空港整備事業費市町負担金助成金実績報告書（別記様式第4号）をこの法人に提出するものとする。ただし、前項に基づき通知した内容と同じ場合には、報告を省略することができる。
- 5 この法人は、助成金の額を決定した場合には、速やかに市町に対し助成金を交付するものとする。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月28日から施行し、公益財団法人広島県市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から適用する。